

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成29年11月17日

国土交通省 自動車交通局貨物課長 殿

照会者名：中野酸工 株式会社 大蔵 正敏

住所：東京都荒川区荒川3-3-5

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上紹介者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第2条、3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係わる個別具体的な事実

当社所有容器に顧客が使用済みガスを充填します。

この際に必要となる容器を当社が貸し出し、顧客が充填作業後にこの容器を引取り当社工場まで、運搬します。貸出し、引取りの際に当社社員が自社車輛を使用します。

この際、顧客に対し容器レンタル料金、ガス処理手数料、経費を顧客に請求します。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

主たる業務は、自社容器に充填されたガスを廃棄、処理することであり車輛の使用による運搬は、この事業を実施するにあたって必要不可欠な作業であり、この主たる業務と切り離すことは考えられない。

平成29年9月14日付口頭での回答でしたが、関東運輸局 東京運輸支局 窓口担当者殿の見解としても主たる業務である廃棄・処理作業を行う為に付帯業務としての運搬業務が必要不可欠という事を明確にすることができれば、同法の適用はないものと考えられるとの見解を頂いております。

上記の理由から、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないものと考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

5. 連絡先 中野酸工株式会社 管理部 吉田
東京都荒川区荒川 3-3-5
電話 03(3803)1841 FAX 03(5850)5772

以 上